

令和6年1月17日

## 広島市の乗合バス事業者に対して行政処分を実施します

広島バス株式会社から、吉島営業所に配属される乗合バス1台の無車検運行について広島運輸支局へ自主申告があったことを端緒に、同支局が令和5年9月27日に当該営業所へ立入監査を実施しました。

監査の結果、有効な自動車検査証の交付を受けずに事業用自動車を運行していたことなど道路運送法違反の事実が確認されたことから、中国運輸局では同法第40条の規定に基づき当該事業者に対し、吉島営業所の乗合バス2台を30日間使用停止することを命じました。

当局では、利用者が安心して公共交通機関を利用できるよう、引き続き運送事業者を指導監督し、法令遵守の徹底に努めて参ります。

### 【行政処分の内容】

- 行政処分年月日 : 令和6年1月9日
- 事業者名 : 広島バス株式会社(代表取締役 おきた かずや 沖田 和也)  
住所 : 広島県広島市中区光南六丁目1番68号  
処分対象営業所 : 吉島営業所  
(広島県広島市中区南吉島二丁目4番33号)
- 行政処分の内容 : 事業用自動車の使用停止 60日車 (2両×30日間)  
(令和6年1月17日から令和6年2月15日まで)
- 違反の内容 : 別紙のとおり
- 違反点数付与状況 : 6点(累積点数:6点)

【参考】中国管内乗合バスの車両停止処分状況(過去5年間) ※今回の処分を除く

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4件	1件	2件	0件	3件

### 【問い合わせ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

広島運輸支局 自動車運送事業監査室

担当 : さとう まさき 佐藤、正木

担当 : ふじもと とみかわ 藤本、富川

TEL : 082-228-3460

TEL : 082-233-9167

時間外: 080-2924-9249

### 【資料配付先】

合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ

**【車両停止に係る違反】**

- 有効な自動車検査証の交付を受けずに事業用自動車を運行していた。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)  
(道路運送車両法第58条第1項)

**【警告に係る違反】**

- 届出をしないで営業所に配置する事業用自動車の数を変更していた。  
(道路運送法第15条第3項)